

ゼロ債務負担行為の活用による工事の発注について

本市では、公共工事の発注時期の平準化による建設業者の経営の効率化及び建設工事の品質確保等を図るため、ゼロ債務負担行為の活用による建設工事の発注を行います。

1 概要

「ゼロ債務負担行為」とは、新年度に行う工事に対し債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度早々に工事への着手を可能とするものです。

現年度は、事務手続きのみで、支出は発生しないためゼロ債務負担行為といいます。

2 発注方法

通常の案件と同様に、埼玉県電子入札共同システムにより行います。

なお、案件名の先頭に「(ゼロ債務)」と明記します。

3 前払金及び部分払

ゼロ債務負担行為による発注工事の前払金及び部分払の請求については、新年度4月1日以降となります。